

## 1. はじめに（審議経過）

貝塚市立公民館運営審議会は、社会教育法の規定に基づき貝塚市立公民館条例にその設置について定められている。「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」機関であり、2年の任期で毎年6月1日に教育委員会から委嘱される。

今期（第29期 平成21・22年度）の委員15名は平成21年度に4回の会議を持ち、事務局からの事業報告に質疑を述べるだけでなく、貝塚公民館の現状と課題に対しての活発な意見交換と積極的な提言を行ってきた。平成22年度の第1回審議会（平成22年7月13日）において公民館長より、「地域の教育機関としての公民館の在り方」及び「まちづくりの拠点としての公民館の在り方」について諮問を受け、事項別に2班にわかれて2回の討論を重ねた。（9月、11月）さらに全体会での討論（平成23年2月、3月）を経てまとめた結果が以下の答申である。

## 2. 地域の教育機関としての公民館の在り方について

### （1）教育機関とは

教育機関とは教育事業を行うことを主目的とする機関で、地方公共団体が設置する教育機関について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定めがあり、学校、図書館、博物館、**公民館**、その他必要な教育機関とされている。

昭和28年開館の貝塚公民館は当初から、講座事業や文化事業など公民館としての基本的な事業を行うだけでなく、学びの拠点、共同の学習の場として市民の学習活動を支えた。またそれらの活動を活性化し、連携を促すために「リーダー研修会」を開催したり、レクリエーションリーダーを養成するなど教育機関としての役割を果たしてきた。

昭和34年には「公民館の設置及び運営に関する基準」が告示され、公民館の面積等、施設や設備について定められている。時代は流れ、趣味や実技の活動とは別に生活課題へ取り組む学習が広がる中、平成15年には情勢の変化を踏まえた新しい「基準」が告示された。その中で第3条「地域の学習拠点としての機能の発揮」、第4条「地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮」において、公民館は学習機会と学習情報の提供について努めるものと明確に定められている。

### （2）一步進んだ学びとは何か

公民館は「地域の学習拠点」と定められている。例えば保健や食育のことを学びたいと思ったら保健所や健康推進課で開催されている講座があり、介護について相談したいと思ったら高齢介護課や社会福祉協議会にいけばよいというようにそれぞれ行政関係等の専門のセクションで充足される中、公民館が「教育機関」として果たす役割は何なのか。

実務的な業務に追われる担当課で、例えば介護なら介護の、広く一般市民を対象とした内容の講座を開設することは難しい。公民館はそのような知識の習得や概念的な内容の講座を開設するとともに、その後の語らいの中で、例えば介護に関して、あるいは子どもの発達に関して気になることがあり、すぐ専門機関に行くほどではないが、ちょっと話をききたい、また自分の話をきいてもらいたいと思った時に、安心

してこられる入り口としての機関である。

公民館の講座で介護や発達障がいがありあげられ基本的な知識を得るとともに、その後の語らいの中で今までひとりで抱え込んでいた人も堰を切ったように話だすという事があった。話をきいてもらう中で救われ、これからも介護や育児に励む勇気とともに、専門機関を訪れる勇気をもらせることもある。このように息抜き場、ストレス解消のできる場として、また真の問題解決につなげるための専門機関につなぐパイプ役、橋渡しとしての役目も公民館が果たしていくことができる。

今述べたような介護や子どもの発達の問題に限らず、趣味的な楽しい活動、教養や文化の向上ということも含め、公民館は「入り口」「きっかけ」としての間口の広い機関であり、他の行政機関や専門機関につなぐパイプ役、橋渡しとしての役目もあるが、市民の側もいつまでも趣味活動や自分達のストレス解消だけにとどまっているのではなく、主体的に学習し人格を向上させる営みを続ける中で、公民館での学びが自らの生活課題、地域の課題を解決することにつながるように活動する事が大切である。

子どもの発達に関する事で悩んでいた人が、公民館での学びや交流をきっかけに今では「発達障がいの親の会」を結成し中心的な役割を担って活動するなど、支えられる側から支える側に移行したり、あるいはともに悩み、学ぶ中で支えあう関係をつくった例は数多くある。

公民館活動とは個人の学びにとどまらず問題提起をし、周りに向けて発信していく活動である。活動する中で市民は変わっていくのである。

### (3) 利用者と職員は公民館の役割をどのように果たしていくか

受講者が主体的に講座を運営するという方法をとりいれている事業では、「主体的」という事が「やりたいことをやる」と理解され、「学習すること」よりも趣味的な事や楽しい事に偏りがちになる。主催する側としては必ずしも受講者のニーズに応えることに固執することはなく、さまざまな課題をみつめ、主催者側が学習を提案することが重要になる。何でもリクエストがかなえられると、学びをひろげていく事や公民館活動の意味などについて語りかけられても通り一遍の理解となり、なかなか真の理解にいたらない。公民館利用者の意識が「入り口」「きっかけ」だけにとどまると、公民館はカルチャーセンターと同じだという意識が全体に広まり、公民館が存続していくことの困難さにつながっていくことにもなりかねない。

公民館の教育機関としての役割について知らない市民は多い。知らない人にとっては、公民館は、税金を使って公民館(という建物と職員)を利用できるごく少数の人を相手にサービスをしている、という誤解も生まれがちである。そのような誤解を解き公民館の役割について知ってもらうための取り組みはこれまでさまざまな行われてきたが、今後もさらに求められることである。

それとともに利用者と向き合うことも求められる。「なぜ趣味・教養的なことを学ぶだけではだめなのか」「なぜ自分達だけの情報交換や悩みのおし合いだけではだめなのか」という疑問がよせられた時に、職員はこういった個人の要望充足の疑問に丁寧に答え、地域課題・生活課題を解決する方向で活動する中で変わるよう促さなければならない。市民の文化的要求や生活上の課題を的確に把握するとともに、建物としての公民館ではなく、地域の教育機関としての機能について伝えていくことが必要である。

公民館で学んでも生活の悩みは解決せず、公民館活動と生活の問題が切り離された状態にしないために、課題解決の1つの手段として職員は講座を立案する。講座を受けてもらうこと自体が目的ではないこと、何のためにどんなねらいで講座をするのかを、講座の中で職員は受講者に語らなければならない。

浜手地区公民館の「親子でホップステップジャンプ」は一貫したテーマで8回開催し、講座の初めには必ず前回の振り返りをいれて最後のフォーラムに向けて高めていった。職員の丁寧な関わりの中で最後

には皆悩みを出し合い、地域に役立ちたい、この講座企画に感謝するという発言があった。

一方中央公民館の「NEW つるかめ大学」では毎回多彩なテーマで開催した。それぞれに関連性がなく生活課題の解決とつながらないという面でもったいないという見方もできるが、間口を広く垣根を低く、まずは気軽に社会参加してもらうことも公民館の要素として大切なことである。深く入りたい人には公民館にはそのノウハウがあることを示したら良いのであって、いろいろな入り口を用意して違うことをしようとする人もぎっくり受け入れる包容力も公民館には必要ではないだろうか。

いずれの場合も究極の目的としてめざすことを確認し、ともに問題解決をめざし行動することが重要である。お互いが理解するために双方がコミュニケーション能力を高め、何度も話し込むことが非常に重要になってくる。

#### (4) 地域・学校・行政各分野との連携と協働の取り組みに向けて

貝塚市では36年間一市一館時代が続いた後、平成元年に浜手地区公民館が、平成3年には山手地区公民館が開館しこれにより三館体制が確立した。それ以前も地域と一体となった活動はさかんに行われてきたが、浜手地区・山手地区公民館では特に地域と密接に結びついた独自の活動が展開されてきた。

しかし近年人々の生活課題や地域の課題が多くなったことで公民館の役割や学習課題が増え、利用者の声を聴くだけでなく地域市民の声を把握することの必要性が高まっている。さらに学校分野や行政各分野とも連携体制を整え、市民の生活課題を公民館活動で解決していくためのさまざまな手段が講じられなければならない。

そのためには地域や学校との普段からの関係作りに努め、公民館が問題提起をして学校を拠点にして働きかけていくことも必要である。また行政各部署ともさらに連携をすすめなければならない。

近年多く報道される子どもの虐待の問題においても、公民館が即解決のための何かができるということではなくても、普段からの地道な取り組みとしての、地域でのつながり、声かけ、地域と学校との連携、公民館を拠点に、あるいは公民館を巣立って活動している子育て支援のための団体との連携という点から、いたましい虐待事件を未然に防ぐということで貢献が可能である。公民館がそのための人づくりにおいて貢献できるという事を他の行政部局に知ってもらわなければならない。

平成22年10月から23年1月まで中央公民館で開催された「コスモス市民大学」では、市役所各課の職員に登場してもらい、まちづくり入門について学ぶことで行政を知り貝塚に目を向けてもらった。市民と行政の接点を作るとともに、公民館が果たせる役割について他の行政部局の職員に理解してもらう一歩ともなりえたことだろう。

地域のニーズを把握するためには職員がアンテナをはりめぐらし想像力を働かせるとともに、地域に向いていくことが必要である。ニーズを的確に把握した後、効果的なプログラムを作成するための力は研さんと経験により培われる。しかし何よりも重要なのは、1つは職員の意欲であり、もう1つは市民の持つ力量を活かしきろうとする視点である。公民館で学んだ人が地域に帰ったときに核となる人材となってもらうために、課題に気づいてもらう場面の設定を常日頃から意識しなければならない。

### 3. まちづくりの拠点としての公民館の在り方について

公民館が持つまちづくりにつながる機能について考え、「安心して住み続けられるまち」を実現す

るための公民館の役割や方策について探るよう進めていただきたい。

### ①公民館の学びから地域活動へのつながり

公民館での学びを地域へ、と一口にいても公民館で学んだ人から地域で広めてもらおうと思っても、個人の資質が高まっただけでは中々広がらない。公民館に来たことのない人に情報をどう伝えるのか。身近なまちづくりに取り組むには、まず公民館が主催して地域の町会館等での「出前講座」を始めることがやはり有効である。少人数の人でもつながっていき拠点作りになる。それは出前寄席などの文化事業に限らない。学習会や子どもと大人との交流の場など、在来の町会館等を拠点に楽しく集い学ぶことをめざす。

山手地区公民館では地域に出かけて乳幼児親子の交流の場を設定する事業（「おさんぽかぼさん」）を行っている。ボランティアスタッフの体制や活動内容も定着してきているが、講座終了後の自主的な取組みにはなかなか進展しない状況もある。そのような中、町会館を拠点とする子育てサークルが生まれ、今まで町会に関心がなかった若い層が町会に加入したという例もある。

### ②まちづくりに関する学習の場の提供と市民の自主活動への支援

公民館が主催する事業だけではなく、公民館を拠点として活動する団体も地域に出かけて行う活動を展開してきた。ひとりぼっちのお母さんをなくそうと中央公民館を拠点に始められた自主活動グループ「貝塚子育てネットワークの会」は22年を超えて公民館でできたつながりを地域に広げる活動を続け、いくつになっても人は学び、育つのだということを我々に示してくれている。

また公民館で子育てから老いまでのさまざまな問題について学ぶ「学習グループ連絡会」も、自分達だけの学びとせず地域に向けて発信しなければという思いをもって活動をすすめてきた。これらの団体からはすでにNPO法人も生まれ、後に続く人達が公民館での学びを続けている。

一方、地域の実情などから即地域での活動を展開できない場合も多い。この場合は段階をおって進め、講座を受けた人や団体で活動している人たちが定期的に学習会を持つなどその学びを継続させ、他の講座やさまざまな場所で公民館での学びを伝え、広めてもらうことなども必要であろう。

### ③地域活動へのネットワークづくり

公民館での学びを活かし新しい組織をつくることも良いが、地域の既存の団体を活用して、さらにそれぞれがバラバラに行動するのではなく、同じ目的に向かって行動をとるための取り組みが必要である。ここでいう地域の既存の団体とは生涯学習関連団体に限らず、町会や子ども会なども含まれる。

現在、リーダーとなって活動する人材に限られ、いろいろな団体のリーダーを兼ねるあまり多忙で、行事をこなすことに精一杯という状況がある。それらのネットワーク化がすすめば無駄が省け大きな効果が得られる。このような全市的なネットワークづくり、体制作りは各団体の担当課をとりまとめ総合的に政策を推進する部署が行うことだが、公民館が持ちえているノウハウを駆使して貢献していくことも可能ではないだろうか。

その組織でどんな活動ができるだろうか。児童虐待や高齢者支援の問題など弱者支援のための行動が急務である中、公民館がそれらの深刻な問題を即解決することはできなくても、地域の災害弱者の把握、通学路の見守り、子育てに悩む人への声かけなどできることから負担にならないように始めることで、未然に防止する面において貢献できる。公民館での学びがこのような人づくり、人と人とのつながりを深めることに結びつくよう意識して事業がすすめられなければならない。

#### ④公民館の価値が、利用していない人にも認識できるための方策

公民館利用者に関わるだけではなく、貝塚公民館は、数多くの公民館を知らない人、利用したことのない人々にも目を向け、公民館を知ってもらう取り組みにも力を注いできた。それは公民館の講座・事業や団体の活動への参加を呼びかけることだけではなく、公民館の価値を感じてもらふこと、施設内で活動することだけが公民館活動ではなく、公民館利用者がまちづくりの生産者、発信者としての役割を果たすことで、市民(地域)にもたらす恩恵があるということ。市民の課題(地域の課題や生活の課題)を解決するために公民館が役に立つということを伝えていくことである。今後も公民館の価値を多くの市民に伝えるよう常に意識しながら、公民館での学びが地域活動につながっていくような取り組みをさらにすすめ、「公民館があって良かった」と今まで公民館を知らなかった市民にとっても感じられるようになることが重要である。

#### 4. おわりに

昭和 28 年の開館以来貝塚公民館は 58 年にわたり優れた活動を展開し、全国的にも高い評価を得てきた。また教育委員会によって定められた「社会教育部門における専門職員に関する要綱」により、各公民館に 1 名以上の公民館主事が配属され、市民の学習活動を支えてきた。

それは市民の「学び、集い、結ぶ」、そして「自立(律)・自治」に向けた積極支援であり、市民の文化・教養を高め、身近な地域と生活に関わる様々な事柄に光を当て、市民・利用者の「まちづくり」への理解と関心を高める活動であったと言える。具体的には、多彩な主催講座、文化事業の開催の他、市民の自主運営活動に対する支援であり、近年、小学校区や小地域を対象に進められている「出前講座」や「子育て交流の場」などの地元開催の事業である。

公民館がこれからの時代に求められる役割とは、過去半世紀にわたって蓄えた「公民館の力」をどう市民の生活の場へ響く力(実践力)として発信(発揮)するかということであり、その意味で公民館の真価が問われる時代を迎えたと言っても過言ではない。

今後もますます、これまで述べてきたような市民自身が自ら学び、地域の課題を解決していくことにつながるような元気な活動が展開されていかなければならない。

しかし全国的に厳しい財政状況は貝塚市も例外ではなく、さまざまな経費の節減や効率的な運営などの対応が迫られている。公民館の事業縮小、職員の定数削減、指定管理者制度の導入などの影が近隣市町にまでしのびより、貝塚公民館も無縁とはいきれない状況となっている。

社会教育法第 20 条に公民館の設置目的について「市町村その他一定区域内の市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定められている。このまちづくりの目的に沿った活動が盛んに行われるためには、使用料減免のことも含めた現行制度が維持され、公民館が市民にとって利用しやすい施設であり続けなければならない。

この答申で述べてきた「地域の教育機関としての公民館の在り方」「まちづくりの拠点としての公民館の在り方」をもとに具体的施策を展開し、今こそ公民館(建物としてだけではなく)が機能して存在することの価値が市民の各層に伝えられていくことを切に望むものである。